

福岡県私立学校等の主な認可申請・届出
・証明等の概要
(令和7年8月)

福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局私学振興課

1 学校法人（準学校法人含む。以下同じ）の主な認可申請及び届出

福岡県所轄の学校法人については、次の事項を行う場合、認可申請又は届出を行う必要がありますので、遺漏のないよう手続きしてください。

(1) 認可申請

認可申請	事項	根拠法令	提出の時期	備考
学校法人の設立 (寄附行為認可)	学校法人を 設立する場 合	私立学校法第23条第1項（準学校法人については、「同法152条第6項により準用する同法第23条第1項」）、私立学校法施行規則第3条（準学校法人については、「同法施行規則第56条により準用する同法施行規則第3条」）	学校の設置等に 係る認可申 請書と同時	審議会の諮 問が必要
学校法人の解散	学校法人を 解散する場 合	私立学校法第109条第3項（準学校法人については、「同法152条第6項により準用する同法第109条第3項」）、私立学校法施行規則第47条（準学校法人については、「同法施行規則第56条により準用する同法施行規則第47条」）	学校の廃止に 係る認可申 請書と同時	審議会の諮 問が必要
寄附行為変更認可	下記届出事 項を除く寄 附行為の変 更を行う場 合	私立学校法第108条第3項（準学校法人については、「同法152条第6項により準用する同法第108条第3項」）、私立学校法施行規則第44条（準学校法人については、「同法施行規則第56条により準用する同法施行規則第44条」）	学校の設置廃 止等に伴う変 更は認可申 請書と同時 その他の変更 は変更しよ うとするとき (事前申請)	

(2) 届出

届出	事項	根拠法令	提出の時期
寄附行為変更届	寄附行為のうち、①設置する私立学校、課程又は学科の名称の変更、②事務所の所在地の変更（所轄庁が変更となる場合を除く。）、③公告の方法に関する変更を行った場合。 ※①～③以外の寄附行為の変更については、認可申請を行う必要があります。	私立学校法第108条第5項(準学校法人については、「同法第152条第6項により準用する同法第108条第5項」、私立学校法施行規則第46条第2項(準学校法人については、「同法施行規則第56条により準用する同法施行規則第46条第2項」)	変更しようとするとき（事前届出）
役員等変更届	役員等（理事長、代表業務執行理事、理事、監事、評議員、会計監査人）が就任（又は重任）、退任した場合。	私立学校法施行令第6条、私立学校法施行規則第61条	変更したとき遅滞なく
資産総額変更届	組合等登記令の規定により、学校法人の資産総額の変更登記を行った場合。	組合等登記令第3条、私立学校法施行令第6条第1項	登記変更をしたとき遅滞なく
理事長（又は代表業務執行理事）の住所（氏名）変更届	組合等登記令の規定により、理事長（又は代表業務執行理事）の住所（氏名）の変更があった場合。	組合等登記令第3条、私立学校法施行令第6条第1項	登記変更をしたとき遅滞なく
理事長（又は代表業務執行理事）の職務執行停止届	組合法登記令の規定により、理事長（又は代表業務執行理事）が民事保全法の規定による仮処分により職務の執行が停止された場合。	組合等登記令第5条、私立学校法施行令第6条第1項	登記変更をしたとき遅滞なく
事項変更登記完了届	組合登記令の規定により、学校法人の変更登記を行った場合。	私立学校法第22条、私立学校法施行規則施行令第6条第1項、組合等登記令第3条	変更登記をしたとき遅滞なく

2 私立幼稚園の主な認可申請及び届出

福岡県所轄の幼稚園については、次の事項を行う場合、認可申請又は届出を行う必要がありますので、遺漏のないよう手続きしてください。

(1) 認可申請

認可申請	事項	根拠法令	提出の時期	備考
幼稚園の設置・廃止認可	幼稚園を設置又は廃止する場合	学校教育法第4条第1項	設置：開設しようとする年度の前々年度の7月31日 廃止：審議会開催月の前々月の末日	審議会の諮問が必要
設置者変更認可	幼稚園の設置者を変更する場合	学校教育法第4条第1項	審議会開催月の前々月の末日	審議会の諮問が必要
収容定員に係る園則の変更認可	園則の収容定員を変更する場合	学校教育法施行令第23条第1項第12号	認可を受けようとする年度の前年度の5月31日	審議会の諮問が必要

(2) 届出

届出	事項	根拠法令	提出の時期
名称変更届	幼稚園の名称を変更する場合。	学校教育法施行令第27条の2第1項	変更しようとするとき（事前届出）
位置変更届	幼稚園の位置を変更する場合。	学校教育法施行令第27条の2第1項	変更しようとするとき（事前届出）
園則変更届	幼稚園の園則を変更する場合。 ※幼稚園の収容定員の変更については、認可申請を行う必要があります。	学校教育法施行令第27条の2第1項	変更しようとするとき（事前届出）
園地・園舎取得事前届、契約完了届、登記完了届、完成届	幼稚園の園地・園舎を取得（購入・寄付・借用契約、建物の新築等）する場合。	学校教育法施行令第27条の2第1項	【事前届】 取得しようとするとき（契約締結等の前） 【契約完了届】 契約が完了したとき 【登記完了届】 登記が完了したとき 【完成届】 整備が完了したとき

園舎改築事前届、完成届、登記完了届	幼稚園の園舎を改築（園舎面積の増減等の重要な変更を伴うもの）する場合。	学校教育法施行令第27条の2第1項	【事前届】 改築しようとするとき（契約締結等の前） 【完成届】 改築が完了したとき 【登記完了届】 登記が完了したとき
園地・園舎用途変更届	幼稚園の園地・園舎の用途を変更する場合。	学校教育法施行令第27条の2第1項	用途を変更しようとするとき（事前届出）
園地・園舎処分事前届、完了届	幼稚園の園地・園舎を処分（土地・建物の売却・借用契約の終了、園舎の取り壊し等）する場合。	学校教育法施行令第27条の2第1項	【事前届】 処分しようとするとき（契約締結等の前） 【完了届】 処分が完了したとき
園長採用届	幼稚園の園長を採用（変更）した場合。	学校教育法第10条	園長を採用したとき
園児募集停止届	幼稚園の募集を停止する場合。	—	募集を停止するとき（事前届出）
休園届	幼稚園を休園する場合。	—	休園しようとするとき

3 私立小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の主な認可申請及び届出

福岡県所轄の小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校については、次の事項を行う場合、認可申請又は届出を行う必要がありますので、遺漏のないよう手続きしてください。

(1) 認可申請

認可申請	事項	根拠法令	提出の時期	備考
学校の設置・廃止認可	学校を設置又は廃止する場合	学校教育法第4条第1項	設置：開設しようとする年度の前々年度の7月31日 廃止：審議会開催月の前々月の末日	審議会の諮問が必要
設置者変更認可	学校の設置者を変更する場合	学校教育法第4条第1項	審議会開催月の前々月の末日	審議会の諮問が必要
高等学校の課程の設置・廃止認可	高等学校の全日制・定時制・通信制を設置又は廃止する場合	学校教育法第4条第1項	認可を受けようとする年度の前年度の5月31日	審議会の諮問が必要
高等学校の学科の設置・廃止認可	高等学校の学科を設置又は廃止する場合	学校教育法施行令第23条第1項第2号	認可を受けようとする年度の前年度の5月31日	審議会の諮問が必要
高等学校の広域通信制課程に係る学則の変更	広域通信制課程に係る学則を変更する場合	学校教育法施行令第23条第1項第11号	認可を受けようとする年度の前年度の5月31日	審議会の諮問が必要
収容定員に係る学則の変更	学則の収容定員を変更する場合	学校教育法施行令第23条第1項第12号	認可を受けようとする年度の前年度の5月31日	審議会の諮問が必要

(2) 届出

届出	事項	根拠法令	提出の時期
名称変更届	学校の名称を変更する場合。	学校教育法施行令第27条の2第1項	変更しようとするとき(事前届出)
位置変更届	学校の位置を変更する場合。	学校教育法施行令第27条の2第1項	変更しようとするとき(事前届出)
学則変更届	学校の学則を変更する場合。 ※高等学校等の収容定員の変更、高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更並びに高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)の学科の設置及び廃止については、認可申請を行う必要があります。	学校教育法施行令第27条の2第1項	変更しようとするとき(事前届出)
校地・校舎取得事前届、契約完了届、完了届	学校の校地・校舎を取得(購入・寄付・借用契約、建物の新築等)する場合。	学校教育法施行令第27条の2第1項	【事前届】 取得しようとするとき(契約締結等の前) 【契約完了届】 契約が完了したとき 【完了届】 取得が完了したとき
校舎改築事前届、完了届	学校の校舎を改築(校舎面積の増減、教室・実習室等の増減等の重要な変更を伴うもの)する場合。	学校教育法施行令第27条の2第1項	【事前届】 改築しようとするとき(契約締結等の前) 【完了届】 改築が完了したとき
校地・校舎用途変更届	学校の校地・校舎の用途を変更する場合。	学校教育法施行令第27条の2第1項	用途を変更しようとするとき(事前届出)
校地・校舎処分事前届、完了届	学校の校地・校舎を処分(土地・建物の売却・借用契約の終了、校舎の取り壊し等)する場合。	学校教育法施行令第27条の2第1項	【事前届】 処分しようとするとき(契約締結等の前) 【完了届】 処分が完了したとき
校長採用届	学校の校長を採用(変更)した場合。	学校教育法第10条	校長を採用したとき
募集停止届	学校(又は設置する学科)の募集を停止する場合。	—	募集を停止するとき(事前届出)

4 私立専修学校の主な認可申請及び届出

福岡県所轄の専修学校については、次の事項を行う場合、認可申請又は届出を行う必要がありますので、遺漏のないよう手続きしてください。

(1) 認可申請

認可申請	事項	根拠法令	提出の時期	備考
学校の設置・廃止認可	専修学校を設置又は廃止する場合	学校教育法第130条第1項	設置：開設しようとする年度の前々年度の7月31日 廃止：審議会開催月の前々月の末日	審議会の諮問が必要
設置者変更認可	専修学校の設置者を変更する場合	学校教育法第130条第1項	審議会開催月の前々月の末日	審議会の諮問が必要
高等課程、専門課程、一般課程の設置・廃止認可	専修学校の高等課程、専門課程、一般課程を設置又は廃止する場合	学校教育法第130条第1項	認可を受けようとする年度の前年度の5月31日	審議会の諮問が必要
目的変更認可 (分野の設置又は廃止、通信制学科の設置又は廃止)	専修学校の目的を変更しようとする場合(分野もしくは通信制学科を設置又は廃止しようとする場合)	学校教育法第130条第1項	認可を受けようとする年度の前年度の5月31日	審議会の諮問が必要

(2) 届出

届出	事項	根拠法令	提出の時期
名称変更届	専修学校の名称を変更する場合。	学校教育法第131条	変更しようとするとき(事前届出)
位置変更届	専修学校の位置を変更する場合。	学校教育法第131条	変更しようとするとき(事前届出)
学則変更届	専修学校の学則を変更する場合。 ※専修学校の目的の変更、分野・課程の新設又は廃止を伴う学則の変更については、認可申請を行う必要があります。	学校教育法第131条	変更しようとするとき(事前届出)
校地・校舎取得 事前届、完了届	専修学校の校地・校舎を取得(購入・寄付・借用契約、建物の新築等)する場合。	学校教育法第131条及び同法施行令第24条の3	【事前届】 取得しようとするとき(契約締結等の前) 【完了届】 取得が完了したとき
校舎改築事前 届、完了届	専修学校の校舎を改築(校舎面積の増減、教室・実習室等の増減等の重要な変更を伴うもの)する場合。	学校教育法第131条及び同法施行令第24条の3	【事前届】 改築しようとするとき(契約締結等の前) 【完了届】 改築が完了したとき
校地・校舎用途 変更届	専修学校の校地・校舎の用途を変更する場合。	学校教育法第131条及び同法施行令第24条の3	用途を変更しようとするとき (事前届出)
校地・校舎処分 事前届、完了届	専修学校の校地・校舎を処分(土地・建物の売却・借用契約の終了、校舎の取り壊し等)する場合。	学校教育法第131条及び同法施行令第24条の3	【事前届】 処分しようとするとき(契約締結等の前) 【完了届】 処分が完了したとき
校長採用届	専修学校の校長を採用(変更)した場合。	学校教育法第133条第1項において準用する同法第10条	校長を採用したとき
募集停止届	専修学校(又は設置する学科)の募集を停止する場合。	—	募集を停止するとき(事前届出)

5 私立各種学校の主な認可申請及び届出

福岡県所轄の各種学校については、次の事項を行う場合、認可申請又は届出を行う必要がありますので、遺漏のないよう手続きしてください。

(1) 認可申請

認可申請	事項	根拠法令	提出の時期	備考
学校の設置・廃止認可	各種学校を設置又は廃止する場合	学校教育法第134条第2項により準用する学校教育法第4条第1項	設置：開設しようとする年度の前々年度の7月31日 廃止：審議会開催月の前々月の末日	審議会の諮問が必要
設置者変更認可	各種学校の設置者を変更する場合	学校教育法第134条第2項により準用する学校教育法第4条第1項	審議会開催月の前々月の末日	審議会の諮問が必要
収容定員に係る学則の変更認可	学則の収容定員を変更する場合	学校教育法施行令第23条第1項第12号	認可を受けようとする年度の前年度の5月31日	審議会の諮問が必要

(2) 届出

届出	事項	根拠法令	提出の時期
名称変更届	各種学校の名称を変更する場合。	学校教育法施行令第27条の3	変更しようとするとき（事前届出）
位置変更届	各種学校の位置を変更する場合。	学校教育法施行令第27条の3	変更しようとするとき（事前届出）
学則変更届	各種学校の学則を変更する場合。 ※各種学校の収容定員の変更を伴う学則の変更については、認可申請を行う必要があります。	学校教育法施行令第27条の3	変更しようとするとき（事前届出）
校地・校舎取得事前届、完了届	各種学校の校地・校舎を取得（購入・寄付・借用契約、建物の新築等）する場合。	学校教育法施行令第27条の3	【事前届】 取得しようとするとき（契約締結等の前） 【完了届】 取得が完了したとき

校舎改築事前届、完了届	各種学校の校舎を改築（校舎面積の増減、教室・実習室等の増減等の重要な変更を伴うもの）する場合。	学校教育法施行令第27条の3	【事前届】 改築しようとするとき（契約締結等の前） 【完了届】 改築が完了したとき
校地・校舎用途変更届	各種学校の校地・校舎の用途を変更する場合。	学校教育法施行令第27条の3	用途を変更しようとするとき（事前届出）
校地・校舎処分事前届、完了届	各種学校の校地・校舎を処分（土地・建物の売却・借用契約の終了、校舎の取り壊し等）する場合。	学校教育法施行令第27条の3	【事前届】 処分しようとするとき（契約締結等の前） 【完了届】 処分が完了したとき
校長採用届	各種学校の校長を採用（変更）した場合。	学校教育法第134条第2項において準用する同法第10条	校長を採用したとき
募集停止届	各種学校（又は設置する学科）の募集を停止する場合。	—	募集を停止するとき（事前届出）

6 申請による証明書の交付

学校法人については、次のような証明を受けることができますので、必要に応じ申請を行ってください。

証明	事項	対象	提出の時期
校地・校舎証明	校地・校舎（園地・園舎）について、登録免許税非課税等を目的とした証明を受けたい場合。	福岡県内に私立学校（専修・各種学校含む）を設置する学校法人	校地・校舎の届出と併せて
特定公益増進法人の証明	所得税法施行令第217条第4号及び法人税法施行令第77条第4号に掲げる特定公益増進法人であることの証明を受けたい場合。	福岡県所轄の学校法人	証明を受けたいとき
※税額控除に係る証明	租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号に規定される要件を満たしていることについての証明を受けたい場合。	福岡県所轄の学校法人	証明を受けたいとき

※「税額控除に係る証明」の申請様式等が必要な場合は、私学振興課にご連絡ください。